

令和 9・10 年度 南風原町入札参加資格審査申請書提出要領（コンサルタント）

令和 9・10 年度において南風原町が発注する測量・建設コンサルタント等の入札参加を希望される方は、入札参加資格審査を受けなければなりません。

以下に示す提出要領に基づき審査申請書をご提出ください。

Logo フォームによる申請で、添付書類は PDF 形式で添付して申請してください。

1	入札参加資格要件
----------	-----------------

次の（１）から（６）を全て満たしていることが入札参加資格の申請要件です。

- （１）成年被後見人若しくは、被補佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- （２）社会保険（健康保険及び厚生年金）に加入していること。
（個人事業主で従業員が４人以下のため適用が除外されている場合を除く）
- （３）労働保険（雇用保険及び労災保険）に加入していること。
（従業員が１人もいないため適用が除外されている場合を除く）
- （４）契約の内容によって次の要件が必要です。

	業種区分	要 件
1	土木関係建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 5 条の規定に基づく登録をできる限り受けていること。
2	建築関係建設コンサルタント業務	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 3 条の 3 第 1 項に基づく建築士事務所の登録を受けていること。
3	測量業務	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 5 条の 5 第 1 項の規定に基づく測量業者の登録を受けていること。
4	地質調査業務	地質調査業者登録規定（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 5 条の規定に基づく登録をできる限り受けていること。
5	補償関係コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規定（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 5 条の規定に基づく登録をできる限り受けていること。
6	調査業務(磁気探査業務・環境関係・その他)	—

※一度登録した業種については、次回（令和 11・12 年度）までは追加できません。

- （５）申請時及び名簿登録期間中に南風原町に納付すべき町税、県税並びに国税に滞納がない事
- （６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号の

暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

2

留意事項

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格がありません。また、入札参加資格の認定後に該当することになった場合は、入札参加資格を失います。
 - (イ) 当該申請に虚偽の申請をした者、提出書類に虚偽の記載をした者
 - (ロ) 審査のための実態調査や不備書類の要求に応じないとき。
 - (ハ) 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当と認められたとき。
- (2) 名簿登録の有効期間は、登録の日から令和11年度予定の次回名簿登録日の前日までとします。登録業者名簿については、南風原町ホームページに掲載（6月上旬までに）します。
- (3) 追加受付は、令和10年2月頃に1回限り実施する予定です。

3

申請の方法

提出方法は、申請者の負担軽減及び行政事務の効率化等を図る為、電子申請（L o g o フォーム）に限らせて頂きます。
添付書類は**PDF形式で添付してください。**添付書類が期間内に届かない場合は申請が無効となりますので御注意下さい。

- (1) 申請期間 令和8年12月1日【午前10時】～令和8年12月31日【午後5時】まで
- (2) 申請方法
 - ①南風原町役場ホームページより、24時間申請手続きが可能です。
 - ②添付書類は**PDF形式での提出**となります。
- (3) 下記の理由で電子申請（L o g o フォーム）を行えない場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。
 - ・電子申請の受付期間中機器等の障害でやむを得ずシステムを利用できない者。
- (4) 問い合わせ
（平日8時30分～17時15分（12時～13時、土・日・祝祭日を除く）

〒901-1195 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地
南風原町 経済建設部 まちづくり振興課
電 話 098-889-4412
F A X 098-889-7657

4

提出書類

提出書類は全て PDF 形式 で添付（アップロード）してください。

ファイル名は、会社名＋（提出書類名）としてください→例：〇〇会社（業者カード）

【補足説明】

1. 公共機関から発行される証明書については、提出日の3ヶ月以内に発行されたものであること。（登記簿謄本又は身分証明書及び登記されていない証明書、県税納税証明書、国税納税証明書、印鑑証明書、町民税納税証明書、住民票抄本（一般）、営業証明書）
2. 添付した通知書の文字や数字が読み取れること。

提出書類 (PDF ファイル名)	必須	説 明
登記簿謄本又は、 身分証明書及び登記 されていない証明書 (登記簿) (身分証明書及び登記 されていない証明)	○	3 ヶ月以内に発行されたもの 【法人】・・・履歴事項全部証明書 【個人】・・・下記の①と②両方 ①代表者の身分証明書（本籍地の市町村発行） ②登記されていないことの証明書 《共通》
印鑑証明書 (印鑑証明)	○	3 ヶ月以内に発行されたもの 【法人】・・・代表者印（会社実印）※法務局発行 【個人】・・・事業主印（実印） ※市町村発行 《共通》
委任状及び使用印鑑 届（委任状） (使用印鑑届) (委任状及び使用印鑑届)		※町指定様式をご使用ください。 【委任状（様式第4号）】支店長等へ契約に関する権限（見積、 入札、契約締結等）を通年委任する場合は提出が必要です。 【使用印鑑届（様式第6号）】契約に関する行為（見積、入札、 契約締結等）で、登記印（実印）以外を使用する場合は提出 が必要です。 【委任状及び使用印鑑届】委任状と使用印鑑届の両方が必要 となる場合は、まとめてこちらの様式をご使用ください。 《共通》

県税納税証明書 ※滞納のない証明でも可 (県税証明)	○	3ヵ月以内に発行されたもの 直近2年分の証明書を提出してください。 【法人】・・法人事業税 【個人】・・個人事業税 《共通》
国税納税証明書 (国税証明)	○	3ヵ月以内に発行されたもの ・法人：様式その3の3 ・個人：様式その3の2 ・電子納税証明書でも「可」 《共通》
町税納税状況調査同意書 (同意書)	○	※町指定様式をご使用ください。 全事業者提出が必要です。 日付けを記載してください。 《共通》
町民税納税証明書 ※滞納のない証明でも可 (町民税証明)		3ヵ月以内に発行されたもの ※直近2年分 【法人】南風原町内に本社又は支店等のある場合のみ。 代表者住所のみ町内→必要なし 法人町民税、固定資産税、軽自動車税のうち該当するもの。 【個人】①南風原町内に本社又は支店等のある場合。 ②南風原町外に本社又は支店等があり、個人住所が町内の場合。 町民税（特別徴収含む）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税のうち該当するもの。 《共通》
住民票抄本（一般） (住民票)		3ヵ月以内に発行されたもの 南風原町内に代表者が在住している場合のみ 《共通》
営業証明書 (営業証明)		3ヵ月以内に発行されたもの 南風原町内に本社又は支店等のある場合のみ。 ※証明書住所:南風原町のもの 《共通》
社会保険料納入証明書 ※健康保険・厚生年金保険 (社保証明)	○	直近1年分の証明書を提出してください。 管轄する年金事務所発行 ※健康保険料及び厚生年金保険料の未納がないことを確認できるものを添付 ※組合健康保険等の場合は、当該組合の任意の様式でも可 ※適用除外の場合は、未加入理由書（任意様式）を添付。

労働保険証明書 ※労災保険及び雇用 保険) (労働保険)	○	<p>・労災のみは「不可」</p> <p>※労災保険料及び雇用保険料の未納がないことを確認できるものを添付。</p> <p>※労働保険概算・確定申告書及び保険料納付の領収書を提出する場合は、令和8年度分の申告書と納期到来済の納付書の写しを提出すること。</p> <p>※適用除外の場合は、理由書（任意様式）を添付。</p>
財務諸表 (財務諸表)	○	<p>【法人】財務三表 (貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書)</p> <p>※キャッシュフロー計算書を作成していない場合は、個別注記表又は、資金繰り実績表</p> <p>【個人】確定申告書（第一表・第二表）、所得税青色申告決算書</p> <p>直前1年度分。</p>
業者カード (業者カード)	○	<p>県へ提出したもの。</p> <p>※県へ提出していない場合は、県様式又は任意様式可。</p>
技術職員有資格者名簿 (技術職員名簿)	○	<p>県へ提出したもの</p> <p>※県へ提出していない場合は、県様式又は任意様式可。</p> <p>※令和8年12月1日現在で在籍する技術職員。</p> <p>※(Logoフォーム)に入力する技術職員数 →1人で同一資格(1級,2級○施工管理技士)を有する場合は、上位(1級)のみ入力。</p> <p>※県外業者→Q&A(6ページ)を参照。</p>
合格証明書または免許証 (資格者証)	○	<p>技術職員有資格者名簿に記載のある技術職員の合格証明書又は免許証等。</p> <p>※技術士については、技術士登録等証明書を添付。</p> <p>※RCCMについては、登録証を添付すること。</p> <p>※県外業者→Q&A(6ページ)を参照。</p>
経営規模等総括表 (総括表)	○	<p>県へ提出したもの</p> <p>※県へ提出していない場合は、県様式又は任意様式可。</p>
測量等実績調書 (実績調書)	○	<p>県へ提出したもの</p> <p>※県へ提出していない場合は、県様式又は任意様式可。</p>
営業経歴書 (経歴書)	○	<p>県へ提出したもの</p> <p>※県へ提出していない場合は、県様式又は任意様式可。</p>

業者（事務所）の登録通知書（又は証明書） （登録証）	○	※営業に関し、法律上必要とする登録証明書 ※申請時に有効期限内にあるもの。
-------------------------------	---	--

5

Q & A

過去に問い合わせ等が多かった内容について、掲載いたします

質問事項	回 答
業者カードとは？	県へ提出した下記で示した書類。 業者カード（県外コンサル） 業者カード（県内コンサル） ※県へ提出していない場合は、県様式又は任意様式可。
技術職員有資格者名簿について（県内業者）	技術職員有資格者名簿（県内コンサル）を提出。 ※12月1日現在、退職等で在籍していない技術者には取消線を引いてください。 ※県へ提出していない場合は、県様式又は任意様式可。
技術職員有資格者名簿について （県外業者）	○名簿→国土交通省へ提出する【様式第4号 技術者経歴書】または任意様式（技術者氏名と 資格名称がわかるもの） ※営業所等へ業務を委任する場合は、営業所在 籍職員分のみでも可。（任意様式可）

	<p>※12月1日現在、退職等で在籍していない技術者は、取り消し線を引いてください。</p> <p>○資格者証等について</p> <p>（県内に営業所あり）営業所に在籍する技術者分は提出。</p> <p>（県内に営業所なし）提出不要。</p>
登記されていない証明とは？	東京法務局が発行する登記されていないことの証明書です。
業者（事務所）の登録通知書(又は証明書)とはどのようなもの？	<p>例えば下記のような証明書です。（一例です）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量業者登録証明書 ・建築士事務所登録証明書 ・建設コンサルタント登録証明書 ・地質調査業者登録証明書 ・補償コンサルタント登録証明書 ・不動産鑑定業者登録証明書 ・計量証明事業者登録証明書 ・土地家屋調査士登録証明書

6

申請以後の変更手続きについて

入札参加資格審査申請以後に、申請内容に変更があった場合には、入札参加資格申請後の変更届を速やかに提出してください。

* 変更届はL o g o フォームでの申請となりますので町のホームページよりご確認ください。

（１）変更届には、必ず入札参加資格申請時の受付番号を記入して下さい。

（R9.6月以降変更届の場合のみ。それ以前は記入必要ありません。）

※受付番号はR9.6月上旬までに南風原町ホームページに掲載される「南風原町入札参加登録業者名簿」にて確認できます。

（２）変更届出がなく、重要事項等が変更となった場合には指名できませんのでご注意ください。